

インターネットアクセス規制の立法上の問題

平成 21 年 3 月 13 日報告
国士舘大学法学部教授
渡辺則芳

- 1、ネット犯罪の現状
サイバー犯罪の諸相
- 2、立法（規制）の推移
不正アクセス禁止法の成立
- 3、規制上の諸問題
フィルタリングの議論
- 4、知る権利・表現の自由の権利からの
- 5、今後の展開

1、2000年2月に施行された不正アクセス禁止法以前は単なる不正アクセスだけで、データの改ざん、消去を伴わない、具体的な被害がなければ罰せられなかった。

*刑法（電算機損壊等業務妨害罪など）、不正競争防止法（営業秘密を盗む）

2、いわゆる愉快犯的なものから情報が価値を持ち、インターネットなどで公開され、悪用される可能性のありうる状況になり、不正アクセスの被害者の保護措置をとる必要性が強くなった。

規制対象行為 ①なりすまし行為
②セキュアリティホールをついた不正利用
③不正アクセスを助長する行為

対策と援助 ①管理者の努力義務
②公安委員会による援助
③国の援助

課題 本田良弘氏（情報システム監査株式会社）より

- ①条文の難解性
- ②法定刑が軽い（現在1年以下の懲役、50万円以下の罰金）

- ③管理者には努力義務のみ
- ④罰則の有効性に疑問（クラッカーの手口）

3、フィルタリングの問題

近年の携帯電話の普及からインターネット上の有害情報にアクセスし、子どもが事件に巻き込まれることが多発してきたことからフィルタリングの必要性が大きく議論されてきた。

- ① リスト方式
- ② 全文検索方式
- ③ レーティング方式

問題は携帯電話の利用は保護者の目の届かないところで行われる場合である。

4、青少年ネット規正法

- 1) 有害情報の例示①犯罪若しくは刑罰法令にふれる行為を直接的かつ明示的に請負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接かつ明示的に誘引する情報
 - ②人の性行為又は性器等のわいせつな描写その著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報
 - ③殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報

- 2) 規制の合理性・相当性・補充性の検討

5、今後の展開

- ・学校裏サイト、闇サイト
- ・教育での対応
- ・情報機器での対応